

京 都 市 建 築 審 査 会

平 成 2 3 年 度 第 1 0 回 会 議 議 事 録

- 1 日 時：平成24年2月10日（金）
午後1時30分から午後2時40分まで
- 2 場 所：京都会館 第一会議室
- 3 出席者
【委員】
巽会長，濱田会長代理，前田委員，黒澤委員，東委員，松本委員
【建築審査会事務局】
西澤建築指導部長，佐藤建築指導課長，林道路担当課長，山本建築審査課長，舛井建築安全推進課長，門川担当係長，吉田企画基準係長，足立道路第二係長，池田係員，小山係員
【傍聴者】
1名
- 4 議事事項
 - (1) 議事録の承認及び次回会議日程について
 - ア 平成23年度第9回会議の議事録の承認
 - イ 次回会議日程について
 - (2) 同意案件に関する審議
京都市白河総合支援学校分校実習棟新築工事に係る日影許可
 - (3) 同意案件に関する審議
建築基準法第43条第1項ただし書許可（その他：左京区1件）
 - (4) 包括同意案件に関する報告
建築基準法第43条第1項ただし書許可（専用住宅：左京区1件）
 - (5) 包括同意案件に関する報告
建築基準法第43条第1項ただし書許可（専用住宅：山科区1件）
 - (6) 同意案件に関する報告
建築基準法第43条第1項ただし書許可（御所：上京区1件，専用住宅：西京区1件）
 - (7) その他
京都市伝統的な木造建築物の保存及び活用に関する条例（仮称）の素案について
- 5 公開・非公開の別
一部公開（公開・非公開の別は次のとおり）
 - ・公開：上記の議題（1）～（4）及び（6）～（7）の審議に関する会議
 - ・非公開：上記の議題（5）の審議に関する会議

6 審議内容

(1) 議事録の承認及び次回会議日程について

ア 平成23年度第9回会議の議事録の承認

結果：承認

イ 次回会議日程について

次回の建築審査会会議を平成24年3月9日（金）の午後1時30分から職員会館かもがわで開催することとした。

(2) 同意案件に関する審議

[京都市白河総合支援学校分校実習棟新築工事に係る日影許可]

ア 議案の概要

建築基準法第56条の2第1項に基づく日影許可について、処分庁から資料の提示及び説明を受け、審議を行った。

議案番号	申請場所	申請者	用途
8	京都市東山区東大路通渋谷下ル妙法院前側町441番地他	京都市長 門川大作	学校

イ 審議の結果：同意

(3) 同意案件に関する審議

[建築基準法第43条第1項ただし書許可（その他：左京区1件）]

ア 議案の概要

建築基準法第43条第1項ただし書許可について、処分庁から資料の提示及び説明を受け、審議を行った。

議案番号	申請場所	申請者	用途
9011	京都市左京区静市静原町809番地他	学校法人 両洋学園 理事長 安田伊佐男	高等学校

イ 審議の結果：同意

ウ 審議の概要

委員：これは、調整区域ですが、都市計画法のチェックは受けているのですか。

処分庁：高等学校の施設ということであれば、都市計画法の許可不要という扱いができますので、都市計画法の分野とも協議済みです。

(4) 包括同意案件に関する報告

[建築基準法第43条第1項ただし書許可（専用住宅：左京区1件）]

ア 報告の概要

建築基準法第43条第1項ただし書許可について、建築審査会の包括同意基準に適合していたため、処分庁が許可したものを。

報告番号	申請場所	申請者	用途
1033	京都市左京区岡崎西福ノ川町1番地84, 1番地85	株式会社 ライフ住宅販売 代表取締役 島本 猛男	専用住宅

イ 報告の結果：了承

(5) 包括同意案件に関する報告

[建築基準法第43条第1項ただし書許可（専用住宅：山科区1件）]

ア 報告の概要

建築基準法第43条第1項ただし書に基づく許可について、建築審査会の包括同意基準に適合していたため、処分庁が許可したものを。

報告番号	申請場所	申請者	用途
1035	京都市山科区	(個人)	専用住宅

イ 報告の結果：了承

ウ 審議の概要

委員：図面を見ると、道路に色分けがしてありますね。

処分庁：赤や青の色が付いていますが、これは、建築基準法上の道路か否かの判定を図示しており、判定結果を色別で示している資料となります。赤は道路ではない部分、青は道路の部分、ピンクの部分は2項道路に続く避難通路を示しています。

会長：現在、何割くらい色を付けているのですか。

処分庁：1万1千本ほど判定を終えています。未判定のものもあります。

未判定のものについては、判定依頼を受け付けており、判定作業を継続して行っています。正確な割合は把握できていませんが、建ち並びのある主な道路については、ほぼ判定を終えています。なお、判定結果は、縦覧図として窓口で公開しています。

(6) 同意案件に関する報告

[建築基準法第43条第1項ただし書許可（御所：上京区1件、専用住宅：西京区1件）]

ア 報告の概要

前回の建築審査会で同意した、建築基準法第43条第1項ただし書に基づく許可について、処分庁から許可した旨の報告を受けた。

議案番号	申請場所	申請者	用途
9009	京都市上京区御苑1番地	宮内庁京都事務所長 北 啓太	御所
9010	京都市西京区	(個人)	専用住宅

イ 報告の結果：了承

(7) その他

[京都市伝統的な木造建築物の保存及び活用に関する条例（仮称）の素案について]

ア 概要

京都市伝統的な木造建築物の保存及び活用に関する条例（仮称）の素案について、事務局から資料の提示と説明を受けた。

イ 質疑等

委員：審査会の意見を聴かなければならないということですが、意見を聴かれたら、それに対し、審査会として何らかの回答をしなければならないという気がします。この場で審議をし、それぞれの委員が意見を述べて、それが議事録か何かになって、「意見を聴いた」ということになるのでしょうか。

事務局：意見の聴取というのは、審査会の場で活用計画を御提示し、委員の先生方の意見を賜るといふ形にさせていただきたいと考えています。

委員：前回、会長がおっしゃった意見を踏まえ、条例の中でも事前審査のような形を取り、意見を聞いた上で、登録するかしないかを市長の判断に委ねるといふことであり、矛盾が生じないように、前もって意見を聞いておこうということですね。

委員：規定上は、不同意ということがあり得ますので、不同意になった場合、登録する目的が達せられないので、登録抹消するような方向になるのでしょうか。

事務局：仮に不同意になれば、保存活用計画の見直しをさせて、同意をいただける形に修正することになると思います。

委員：一旦、不同意になった時は、再度計画を変更することになるかと思いますが、除外の指定をする時に、第4条7項の諮問はいつでもできるのですか。

事務局：建築審査会が法の同意をするに当たっては、現状変更の規制と、保存のための措置がシステムとして保存建築物に有効に働いているかどうかを見て、建築基準法でコントロールしなくても良いということに同意いただいたうえで、法の適用除外となります。今回の制度は、保存活用計画という、計画内容が肝心ですので、特定行政庁としては保存活用計画に両システムが組み込まれたものとして、御提案させていただきますが、審査会として、システムとして甘く、現状変更の規制と保存のための措置が十分でないということに同意できない場合は、当然ながら、保存活用計画について精査し、再度諮問させていただくということと考えています。

7 閉会

京都市建築審査会

会長 巽和夫